

郡山市止水板設置等工事費補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年4月1日

郡山市上下水道事業管理者 小野 利信

#### 郡山市止水板設置等工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浸水被害の軽減を図るため、住宅、店舗、事務所等（以下「建物等」という。）に止水板の設置及びその設置に伴う関連工事（以下「止水板設置等工事」という。）を行う者に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、郡山市上下水道局補助金等交付規程（平成29年郡山市上下水道局規程第14号。以下「規程」という。）において例によることとする郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「止水板」とは、建物等の出入り口等に設置し、取外し又は移動が可能なもので、金属板等の浸水に耐える材質によるものをいう。

2 この要綱において「関連工事」とは、防水効果を高めるために行う工事で次に掲げるものをいう。

(1) 内外壁の防水工事

(2) 土留め及び土間コンクリート打設工事

(3) 前2号に掲げるもののほか、郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認める工事

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、郡山市内で浸水の被害があったと管理者が認める区域における建物等の所有者又は使用者で浸水対策として止水板設置等工事を行おうとするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、止水板設置等工事を行おうとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、補助金を交付しない。

(1) 次に掲げる税、使用料等（以下「郡山市税等」という。）を滞納しているとき。

ア 市民税

イ 固定資産税

ウ 都市計画税

エ 軽自動車税

オ 事業所税

カ 入湯税

キ 国民健康保険税

ク 水道料金

ケ 下水道使用料

コ 下水道受益者負担金

(2) 建物等の使用者が止水板設置等工事を行うことについて所有者から承諾を得られないとき。

(3) その他管理者が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費は、止水板本体費、止水板の設置工事費その他の止水板設置等工事に要する経費とする。

2 補助金の額は、補助の対象となる経費の2分の1以内の額とし、一の建物等につき30万円を限度とする。この場合において、算出した額に100円未満の端数があるときには、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、一の建物等につき1回を限度とする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、管理者に申請しなければならない。

(1) 事業計画書(第1号様式)

(2) 収支予算書(第2号様式)

(3) 工事の図面(平面図)

(4) 見積書

(5) 現況写真

(6) 工事場所の案内図

(7) 郡山市税等に関する納税証明書又は郡山市税等の納付確認のための同意書(第3号様式)

(8) 建物等の使用者が申請する場合における所有者の承諾書(第4号様式)

(9) その他管理者が必要と認める書類

(補助金交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金を目的以外に使用しないこと。

(2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(補助金交付の決定)

第7条 管理者は、第5条の規定による申請があったときは、これを審査し、その適否を決定し、規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(内容変更等の手続)

第8条 規則第9条第1項に規定する管理者が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

(1) 工事の変更図面(平面図)

(2) 変更後の見積書

(3) その他管理者が必要と認める書類

(実績報告等)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内に規則第14条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(1) 止水板設置等工事完了届(第5号様式)

(2) 収支決算書(第6号様式)

(3) 完了写真

(4) その他管理者が必要と認めて指示する書類

(補助金の額の確定及び通知)

第10条 管理者は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(財産処分の制限)

第11条 規則第20条ただし書の管理者が定める期間は、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して、5年が経過した日までの期間とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。